

■教育行政のポイント

いじめと“総合教育会議”

菱村 幸彦

さる5月20日、衆議院で地方教育行政法の一部改正法案が可決され、参議院の審議に回された。今国会中に改正法案は成立する見込みだ。

協議・調整では不十分との議論

衆議院の法案審議では、総合教育会議に関する質疑が多かった。その詳細をここで紹介する紙幅はないが、一つだけ、いじめ事案と総合教育会議をめぐる議論について取り上げよう。

総合教育会議は、首長と教育委員会で構成され、両者が協議・調整をすることで、より一層民意を反映した教育行政を行うことを目的としている。総合教育会議で協議・調整される案件として、①教育振興のための大綱、②教育条件の整備その他の重点施策、③児童生徒の生命・身体の被害にかかわる場合の緊急措置——を定めている。

法案審議では、大津市の中学生いじめ自殺事件を取り上げ、上記③の緊急措置に関する質疑が多かった。つまり、いじめなど児童生徒の生命・身体に被害が生じた場合、首長が教育委員会と協議・調整するだけでは、住民の信頼に応える責任ある対応ができないというのだ。

で、大津市の事件で見られたように教育委員会が迅速な措置をとらなかったり、事実を隠蔽したりする場合、首長が教育長の責任を追及できるよう、首長に教育長に対する指示権と罷免権を付与するべきだと野党側は主張した。

罷免権については、現行の地方教育行政法に首長による教育委員の罷免規定が置かれているが(7条)、その罷免理由が「心身の故障」「職務上の義務違反」「非行」に限定されているので、その要件を広げて、首長の判断で教育長を罷免できるようにすべきだというわけである。

この点について、自民党の義家弘介議員の質疑を

通して、文部科学省は、いじめ防止対策推進法を併せて適用することで、首長は教育長に対し、罷免を含めた責任追及を行うことができる旨の答弁をしている(衆議院文部科学委員会5月16日)。そのポイントは、次のとおりである。

いじめ防止法との併用で追及可能

- (1) いじめ防止対策推進法は、児童生徒の生命・心身等に重大な被害が及ぶ事態(重大事態)が生じたとき、教育委員会・学校は、組織を設け、事実関係を明らかにする調査の実施が義務付けられている(28条1項)。仮に教育長がこれらの措置を行わないときは、職務上の義務違反として罷免理由に該当すると解し得る。
- (2) 学校は、重大事態が生じた場合、教育委員会を通して、その旨を首長に報告することが義務付けられている(30条1項)。仮に学校からの報告を教育長が隠蔽した場合は、職務上の義務違反として罷免理由に該当すると解し得る。
- (3) 重大事態の報告を受けた首長は、附属機関(事故検証委員会等)を設けて、自ら再調査を行うことができる(30条2項)。仮に教育委員会が首長の再調査に資料提出を拒否したり、隠蔽したりすれば、職務上の義務違反として罷免理由に該当すると解し得る。

下村文科相は、いじめ事案のような重大事態が発生した場合、総合教育会議では、例えば、学校や教育委員会の対応の検証、事件発生後の対応方針、その他当該学校および自治体全体としての再発防止策の検討・立案等について協議をすることができるので、いじめ問題への対応について、首長と教育委員会が連携を図って、より一層迅速かつ適切な対応を行うことが可能になると答弁している。

(ひしむら・ゆきひこ＝(財)学習ソフトウェア情報研究所理事)

●必要にして十分な知識を網羅！ 管理職試験対策にも最適！

『ポケット管理職講座「特別支援教育」』

【編集】柘植雅義(筑波大学教授) 四六判・192頁／定価(本体1,900円)＋税

■研修誌・図書の小社への直接のお申込みは、無料FAX 0120-462-488をご利用ください(24時間受付・即日発送)